

風水害等編

目次

第1章 災害予防計画	1
第1節 風水害等の予防	1
第2節 火災の予防対策	2
第3節 雪害の予防対策	2
第4節 特殊災害の予防対策	3
第5節 防災拠点施設等の整備	5
第6節 応急活動体制の整備	5
第7節 地域防災力の向上	5
第8節 要配慮者対策	5
第2章 災害応急対策計画	6
第1節 災害応急活動体制	6
第2節 情報の収集伝達・広報	8
第3節 広域応援体制	10
第4節 水防活動（水防計画）	11
第5節 消火・救助活動	18
第6節 交通・緊急輸送	18
第7節 災害警備	18
第8節 避難対策	19
第9節 医療対策	24
第10節 飲料水・物資等の確保	24
第11節 要配慮者の支援	24
第12節 災害廃棄物対策	24
第13節 遺体の処置・埋葬対策	24
第14節 被災者生活支援	24
第15節 応急教育	25
第16節 災害ボランティア支援	25
第17節 生活関連事業等の応急対策	25
第18節 災害救助法の適用事務	25
第19節 事故災害対策	26
第20節 雪害対策	30
第21節 原子力災害応急対策	33
第3章 災害復旧対策	36
第1節 災害復旧事業計画の作成	36
第2節 激甚災害の指定に関する計画	36
第3節 災害復興対策	36

第1章 災害予防計画

第1節 風水害等の予防

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 土砂災害等対策	危機管理室、建設課	富士・東部建設事務所
第2 河川対策	建設課	
第3 農業災害予防対策	産業振興課	
第4 林業災害予防対策	産業振興課	

第1 土砂災害等対策

市及び県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、土砂災害のおそれのある区域の指定・周知、避難体制の整備を図る。

また、県は、土石流、地すべり、急傾斜地において、法令に基づき地域指定及び対策工事を行う。

対策は、地震編第1章第1節第4「土砂災害等対策」に準ずる。

第2 河川対策

市は、大雨時の浸水被害を防止するため、管理する中小河川及び水路の改修工事を行う。

また、県に対し一級河川等の改修事業の推進を要請する。

第3 農業災害予防対策

1 農業施設対策

市は、平時から巡視点検を行い農業施設の適切な維持管理を図るとともに、大雨時に関係機関・団体等と連携した対応がとれるよう体制を構築する。

2 農作物対策

農業関係団体は、「山梨県農業災害対策要領」に基づき農作物の災害予防を指導する。

特に、凍霜害については、あらかじめ警戒期間（概ね3月下旬～5月下旬）を設け、別途予防対策要領等を定め、災害防止に努める。

また、台風による風水害に対しては、時期別・作物別の技術的な指導を行う。

第4 林業災害予防対策

1 林業対策

市は、林道及び治山施設の災害を防止するため、林道及び治山施設を調査し、補強等の適正措置をとる。

2 林地保全

市は、林地に順応した適正な森林整備を行い、災害の未然防止を図る。

第2節 火災の予防対策

地震編 第1章第2節「火災の予防対策」に準ずる。

第3節 雪害の予防対策

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 雪害予防体制の整備	危機管理室、建設課	
第2 雪害安全対策の整備	危機管理室、財政経営課、福祉課、 その他施設を管理する課	

第1 雪害予防体制の整備

市は、雪害対策の即応性を図るため、職員の配備体制及び情報連絡体制の整備を図る。

また、道路の通行が困難となる場合に備え、あらかじめ除雪を優先する道路を選定するとともに、迅速に除雪ができるよう事業者等との協力体制を構築する。

第2 雪害安全対策の整備

1 公共施設等の備え

市は、公共施設の利用者の安全を確保するため、除雪資機材、凍結防止剤等を備蓄する。

2 孤立対策

市は、住民に道路の通行不能、ライフラインの途絶等により、地域が孤立する場合に備え、自助として備蓄等を行うよう啓発する。

また、地域の情報を収集するため、支所、出張所、各施設等との通信手段を整備する。

3 住民の安否確認

市は、積雪時に地域の要配慮者の安否を確認するため、自主防災組織等が避難行動要支援者の名簿を活用して活動する体制を構築する。

第4節 特殊災害の予防対策

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 火薬類、高圧ガス、危険物、毒物劇物の災害予防対策	消防本部	県、関東東北産業保安監督部
第2 ガス事業施設の災害予防対策	危機管理室	日本瓦斯（株）

第1 火薬類、高圧ガス、危険物、毒物劇物の災害予防対策

市及び防災関係機関は、火薬類、高圧ガス、危険物、毒物劇物の爆発、漏洩等による災害の発生を未然に防止するため、相互に連携を図り、次のとおり予防対策を推進する。

1 保安思想の啓発

関東東北産業保安監督部、県、市及び防災関係機関は、災害の未然防止のため、事業者に対し関係法令遵守の徹底を図るとともに、次の対策を実施し保安思想の啓発を行う。

- | | |
|--------------------|----------------|
| (1) 各種の講習会及び研修会の開催 | (2) 災害予防週間等の設定 |
| (3) 防災訓練の徹底 | |

2 規制及び指導の実施

関東東北産業保安監督部、県及び市は、施設の維持及び技術基準に従った作業方法が遵守されるよう、事業者に対し、次の規制及び指導を行う。

- | |
|-----------------------------|
| (1) 製造施設、貯蔵所等の保安検査及び立入検査の実施 |
| (2) 関係行政機関との緊密な連携 |
| (3) 各事業所の実状把握と各種保安指導の推進 |

3 自主保安体制の充実

各事業所は、次の自主的な保安体制の充実に取り組む。

- | |
|----------------------------|
| (1) 取扱責任者の選任 |
| (2) 防災資機材の整備及び化学消火薬剤の備蓄 |
| (3) 自衛消防組織の整備 |
| (4) 隣接事業所との相互応援に関する協定締結の促進 |

4 消防体制の整備

市は、消防職員及び消防団員の確保と資質の向上を図る。
また、資機材等の整備に努める。

第2 ガス事業施設の災害予防対策

1 コミュニティーガス事業者の措置

日本瓦斯（株）は、災害の未然防止のため、保安意識の高揚等を図るとともに、次の対策を実施する。

第1章 災害予防計画

第4節 特殊災害の予防対策

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) ガス施設について、ガス事業法（昭和29年法律第51号）による保安規程に定める検査又は点検基準に基づく保安点検の実施(2) 緊急遮断弁の設置促進及び感震器との連動化(3) ボンベ収納庫の耐震化の促進及びボンベの転倒防止措置の強化(4) ガス使用者に対して災害時の知識普及(5) 防災に係る訓練の実施 |
|--|

2 市の措置

市は、県及びガス事業者と協力して、次の対策を実施する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 災害予防の知識の啓発(2) 消費施設の改善及び安全装置付器具、ガス漏れ警報器等各種安全装置類の普及 |
|--|

第5節 防災拠点施設等の整備

地震編 第1章第4節「防災拠点施設等の整備」に準ずる。

第6節 応急活動体制の整備

地震編 第1章第5節「応急活動体制の整備」に準ずる。

第7節 地域防災力の向上

地震編 第1章第6節「地域防災力の向上」に準ずる。

第8節 要配慮者対策

地震編 第1章第7節「要配慮者対策」に準ずる。

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害応急活動体制

第1 配備体制

市の配備体制は、次のとおりである。

配備体制	基準	内容	配備要員
警戒配備	1 早期注意情報（警報級の可能性）が発表された場合で、危機管理室長が必要と認めたとき。	危機管理担当が情報収集を行う体制	
配備検討会議	1 次の気象警報が発表され、又は発表が見込まれ危機管理室長が必要と認めたとき。 ・大雨警報 ・洪水警報 ・大雪警報 ・暴風警報 ・暴風雪警報 2 台風接近等による暴風雨が予想され、危機管理室長が必要と認めたとき。 3 事故災害等が発生し、総務課長、市民課長、福祉課長及び建設課長のいずれかが必要と認めたとき。		議長：危機管理室長 構成：副市長、消防長、危機管理室長、総務課長、市民課長、福祉課長、建設課長
各課対応	・配備検討会議で決定	小規模被害の発生に対し、各課で対応する体制（全庁的な体制を必要としない）	各課で定める。
第一配備（災害警戒本部）	・配備検討会議で決定 [目安] ・気象警報が発表され、大雨、浸水等が予想されるとき（事前避難を行うとき）。 ・延焼火災が発生したとき。 ・大規模事故が発生したとき。 ・10cm以上の積雪が観測又は予想されるとき。 ・市長が必要と認めたとき。	事前避難、避難行動要支援者の避難支援、河川・崖地等の警戒等を行う体制	各課で定める。
第二配備（災害対策本部）	・配備検討会議で決定 [目安] ・市域に局地的な被害が発生したとき。 ・市長が必要と認めたとき。	各課が必要な人員を動員し、災害対策本部を設置して、災害対策を実施する体制	・各課で定める。 ・支所・出張所職員
第三配備（災害対策本部）	・配備検討会議で決定 [目安] ・市域に大規模な被害が発生したとき。 ・市長が必要と認めたとき。	災害対策本部を設置し、災害対策を実施する体制	全職員（会計年度任用職員（月給）を含む。）

第2 職員の動員

1 動員方法

危機管理室から SNS、庁内放送、電話等により配備体制の伝達を行う。
配備体制の伝達を受けた所属長は、各所属職員の参集を指示する。

2 参集場所

勤務時間内及び勤務時間外ともに、参集場所は各職員の勤務場所とする。
また、支所・出張所には支所・出張所職員が参集する。
ただし、災害の状況により、勤務場所への出勤が困難な場合は、近隣の支所・出張所へ参集する。

第3 災害対策本部等の設置、運営

地震編 第2章第1節「第3 災害対策本部等の設置、運営」に準ずる。

第2節 情報の収集伝達・広報

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 通信手段の確保	本部班、調整班	
第2 情報の収集・伝達	本部班、情報班、調査班、被災者班、復旧班	県、甲府地方気象台
第3 災害報告	本部班、消防本部	
第4 広報・広聴	情報班、被災者班	

第1 通信手段の確保

地震編 第2章第2節「第1 通信手段の確保」に準ずる。

第2 情報の収集・伝達

1 異常現象発見時の通報等

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、具体的な情報を速やかに市長又は警察官に通報する。通報を受けた警察官は、その旨を市長に通報する。

市長は、できるだけその現象を確認し、甲府地方気象台、富士・東部地域県民センターその他当該事象に関係する機関に通報する。

2 気象情報等の収集・伝達

(1) 気象警報・注意報

気象庁の発表する気象警報・注意報は、次のとおりである。

市は、山梨県災害情報メール配信システム等から情報を収集する。

なお、市が属する予報区は、山梨県東部・富士五湖（一次細分区域名）、東部（市町村等をまとめた地域）である。

区分	内容
特別警報	・ 警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく高まっている場合に発表 ・ 種類は、大雨（土砂災害、浸水害）、大雪、暴風、暴風雪
警報	・ 重大な災害が発生するおそれのあるときに警戒を呼びかけて行う予報 ・ 種類は、大雨（土砂災害、浸水害）、洪水、大雪、暴風、暴風雪
注意報	・ 災害が発生するおそれのあるときに注意を呼びかけて行う予報 ・ 種類は、大雨、洪水、大雪、強風、風雪、雷、融雪、濃霧、乾燥、なだれ、着氷、着雪、霜、低温

(2) 記録的短時間大雨情報

大雨警報が発表されている時に、数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨が観測あるいは解析された場合（運用基準は、1時間雨量が100mm以上、かつ、大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合）に発表する。

(3) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかけ

る。

また、気象ドップラーレーダーによる観測等から、竜巻等の激しい突風の発生しやすい地域の詳細な分布と1時間先までの予報として、「竜巻発生確度ナウキャスト」が気象庁のホームページで提供される。

(4) 火災気象通報

甲府地方気象台は、乾燥注意報・強風注意報を発表したときは、消防法第22条第1項に基づき、知事に「火災気象通報」を通報する。

上野原市消防本部消防長（不在のときは署長）は、空気が乾燥し、かつ強風で火災の危険が予想されるときは、「上野原市火災警報に関する規則」に基づき火災警報を発令する。

(5) 土砂災害警戒情報

県及び甲府地方気象台は、共同で、市町村を単位として土砂災害警戒情報を発表する。

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、避難指示等の発令判断及び自主避難の判断を支援する情報である。

(6) 警戒レベル

警戒レベルは、災害発生のおそれの高まりに応じて住民等がとるべき行動と、その行動を居住者等に促す情報とを関連付けるもので、5段階に区分される。

市は、避難指示等の発令に際し、警戒レベルを付加し伝達する。

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	避難情報（市発令）	防災気象情報等
5	災害発生又は切迫	命の危険、直ちに安全確保	緊急安全確保	・大雨特別警報 ・決壊、越水発生（現場からの情報）
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示	・土砂災害警戒情報 ・大雨警報（土砂災害）の危険度分布「紫：危険」 ・大雨警報（浸水害）の危険度分布の「紫：危険」
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難	・大雨警報 ・洪水警報 ・大雨警報（土砂災害）の危険度分布「赤：警戒」 ・大雨警報（浸水害）の危険度分布「赤：警戒」
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	—	・大雨注意報 ・洪水注意報 ・大雨注意報の危険度分布「黄：注意」
1	今後気象状況の悪化のおそれ	災害への心構えを高める。	—	早期注意情報（警報級の可能性）

2 気象情報等の伝達

市は、住民等に必要な情報等を防災行政無線、SNS 等を用いて伝達する。

3 被害情報の収集

市は、次の方法で被害情報を収集する。

- (1) 復旧班による巡回
- (2) 警察署及び消防本部からの情報

第2章 災害応急対策計画

第3節 広域応援体制

- (3) 支所、出張所等からの報告（支所、出張所管内の住民からの通報）
- (4) アマチュア無線クラブからの報告
- (5) 住民からの市役所への通報
- (6) ドローンによる道路被害状況の調査 等

第3 災害報告

地震編 第2章第2節「第3 災害報告」に準ずる。

第4 広報・広聴

地震編 第2章第2節「第4 広報・広聴」に準ずる。

第3節 広域応援体制

地震編 第2章「第3節 広域応援体制」に準ずる。

第4節 水防活動（水防計画）

第1 目的

水防計画は、水防法第4条の規定に基づき、知事から指定された指定水防管理団体である市が、同法第33条の規定に基づき河川等の洪水等の水災に対処し、その被害を軽減することを目的として策定したものである。

第2 水防事務の処理

市は、水防警報の通知を受けたときから、洪水等による危険が除去される間、水防計画に基づいて水防事務を処理する。

第3 水防本部の設置及び組織事務分担表

1 水防本部

水防管理者（市長）は、洪水等についての水防活動の必要性があると認めたときからその危険が除去するまでの間、市に水防本部を設置し、水防事務を処理する。水防本部の事務局は市役所に設置する。

なお、災害対策本部を設置した場合、水防本部は災害対策本部に移行する。

2 本部組織

（1）組織

水防本部の組織は、災害対策本部組織に準ずる。

（2）事務分掌

各班の事務分掌は災害対策本部事務分掌に準ずるが、特有の活動については、次のとおりである。

班	分掌事務
建設班（建設課長）	ア 水防本部の庶務に関すること。 イ 雨量観測者及び水位観測者からの情報収集に関すること。 ウ 水防資機材の調達に関すること。 エ 出動命令に関すること。 オ 水防警報の伝達に関すること。 カ 県への出動報告に関すること。 キ 隣接市村等への堤防決壊の通報に関すること。 ク 水防活動の経理に関すること。
庁舎・車両班（財政経営課長）	ア 水防用車両の管理、配車及び緊急調達に関すること。 イ 水防資機材等の緊急輸送に関すること。
調整班（総務課長）	ア 隣接市村等への堤防決壊の通報に関すること。
要配慮者支援班（福祉課長、長寿介護課長）	ア 浸水予想地域内の社会福祉入所施設への伝達に関すること。

水防作業班（消防署長）	ア 河川の巡視に関すること。 イ 水防作業に関すること。
-------------	---------------------------------

第4 水防本部の係員の非常参集

事務分担する係員等は、水防本部の業務開始の指令を受けたときは、直ちに水防本部に参集し、水防本部長（市長）の指揮を受ける。

第5 常時及び非常時監視

1 常時監視

水防管理者（市長）及び消防機関の長（消防長）は、随時区域内の河川等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川等の管理者に連絡し、必要な措置を求めなければならない。

2 非常時監視

水防管理者（市長）及び消防機関の長（消防長）は、気象の悪化が予想されるときは、監視、警戒をさらに厳重にし、事態に即応した措置を講じなければならない。

第6 水防管理団体の非常配備

1 非常配備の指令

水防管理者（市長）が、管下の消防機関等を非常配備につかせるための指令は、次の場合に発する。

- （1）水防本部長（市長）が自らの判断により必要と認める場合
- （2）緊急にその他必要があるとして知事から指示があった場合

2 本部員の非常配備

本部員の非常配備については、県水防本部員の非常配備に準ずるものとして、水防管理者（市長）は、あらかじめその態勢を整備する。

3 本部職員（消防団員）の非常配備

（1）待機

水防団長（消防団長）は、本部会議の状況により、水防副団長（消防副団長）に対し、水防団員（消防団員）が直ちに次の段階に入り得るような状態におくよう、待機命令を発する。

待機命令は、概ね次の状況の際に発する。

- ア 大雨及び洪水に関する注意報並びに警報が通知されたとき。
- イ 県水防本部が待機の体制に入ったとき。

（2）準備

水防分団長（消防分団長）等は、所定の詰所に集合し、資機材の整備点検、作業人員の配備計画等に当たり、水防上危険ある工作物のある箇所への水防団員（消防団員）の派遣、水位観測、堤防監視等のため一部水防団員（消防団員）を出動させる。

準備命令は、概ね次の状況の際に発する。

- ア 河川の水位が通報水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき。

イ 水防警報が通知されたとき。

ウ 自ら必要と認めたとき。

(3) 出動

水防団（消防団）の一部又は全員が所定の詰所に集合し、警戒配置につく。

出動命令は、概ね次の状況の際に発する。

ア 河川の水位が警戒水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。

イ 水防警報（出動）が通知されたとき。

ウ 自ら出動の必要を認めたとき。

4 報告

次の場合には、水防本部長（市長）は、富士・東部建設事務所水防支部に報告する。

(1) 警戒水位に達し、またそれ以外の場合においても水防団（消防団）及び消防機関（消防本部）が出動したとき。

この場合、水防管理者（市長）はその所轄区域内に出動信号を発するとともに、警察署に通報する。

(2) 危険が増して水防作業を開始したとき。

(3) 堤防その他の異状を発見したとき。

第7 水防作業

水防分団長（消防分団長）は、水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、最も適切な工法を選択し水防作業を実施する。水防工法は、県水防計画水防工法を用いる。

第8 水防巡視及び水防信号

1 水防巡視

水防本部長（市長）は、水防警報等の通知を受けたときは、直ちに各河川の水防受持区域の水防分団長（消防分団長）に対し、その通報を通知し、必要な水防団員（消防団員）を河川、水門、樋門等の巡視を行うよう指示する。

また、水位観測所の河川水位が通報水位又は警戒水位に達した旨の通報があったときは、直ちに関係水防分団長（消防分団長）に通知するとともに、次項に定める「水防信号」により周知し、さらに必要な水防団員（消防団員）を招集し、警戒、水防活動等に当らせる。

2 水防信号

水防信号は、山梨県水防信号規則（昭和24年山梨県規則第52号）の規定による。

第2章 災害応急対策計画
第4節 水防活動（水防計画）

信号の種類	配備	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	量水標の水位が警戒水位に達し、なお増大のおそれあることを知らせるもので、水防関係者が待機し、資材の手配準備をするもの	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第2信号	水防機関に属する全員が出勤すべきことを知らせるもの	○—○—○ ○—○—○ ○—○—○	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第3信号	水防管理団体の区域内に居住する者の出勤すべきことを知らせるもの	○—○—○—○ ○—○—○—○ ○—○—○—○	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第4信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの	乱打	約1分 約5秒 約1分 ○— 休止 ○—

- 1 信号は適宜の時間継続すること。
- 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することも差支えない。
- 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させる。

第9 水防資材並びに輸送の確保

1 水防資機材の整備

各河川の水防受持区域の水防分団（消防分団）は、地域の状況に応じて水防に必要な資機材を整備する。

2 水防資機材の調達

各水防分団（消防分団）は、水防資機材確保のため、防御に必要な資機材を整備するとともに、資機材業者等を把握し、緊急時に備える。

なお、水防分団（消防分団）において、状況の急変等により水防本部に要請するいとまがないときは、水防分団長（消防分団長）は当該各地域の業者等により調達する。その場合は、その旨を水防管理者（市長）あてに報告する。

3 輸送の確保

水防本部は、県水防本部、富士・東部建設事務所水防支部、上野原警察署、管内からの通報等に基づき、その状況に従い通行路線を決定し、輸送の正確を図る。

第10 水防活動等

1 水防団、消防団の活動

水防団（消防団）は、水防警報等を受けたときから、洪水等による危険が除去される間、水防計画に基づいて活動する。

2 水防受持区域

水防分団（消防分団）の水防受持区域は、上野原市消防団の組織編成の管轄区域によるものとし、次のように定める。

なお、水防団長（消防団長）は、必要に応じ他の水防分団（消防分団）の水防作業を応援させることがある。

区域	担当分団	区域	担当分団
大目地区	大目分団	上野原地区	上野原分団
甲東地区	甲東分団	桐原地区	桐原分団
巖地区	巖分団	西原地区	西原分団
大鶴地区	大鶴分団	無生野区～中野区	秋山第1分団
島田地区	島田分団	神野区～安寺沢区	秋山第2分団

3 河川、堤防等の巡視

(1) 各水防分団長（消防分団長）は、洪水予報の通知を受けたときは、随時、河川及び堤防を巡視し、量水標による水位の変化及び水門の状況を水防管理者に報告する。

なお、水位が警戒水位に達したときは第1信号により地域住民に周知する。

(2) 各水防分団長（消防分団長）は、河川の水位が警戒水位に達したときは、常時、河川及び堤防を巡視し、洪水のおそれを察知したときは、直ちにその状況を水防管理者（市長）に報告するとともに、第2信号を打鐘し水防団員（消防団員）を招集し水防作業に当らせ、その旨を水防管理者（市長）に報告する。

(3) 各水防分団長（消防分団長）は、堤防の決壊又はこれに準ずるべき事態が発生し、水防のため地域住民の出動を求める必要があるときは、直ちに第3信号を打鐘し、その旨を水防管理者（市長）に報告する。

(4) 各水防分団長（消防分団長）は、洪水の危険が切迫し、直ちに地域住民の避難立退きを必要と認めるときは、第4信号を打鐘し、安全な場所に避難誘導するとともに、その旨を水防管理者に報告する。

(5) 量水標が設置されていない河川についても、上記に準じて対応する。

第11 避難のための立退き

1 立退き等の指示

水防管理者（市長）は、自ら防御する堤防等が破堤した場合、又は破堤の危機に瀕した場合には、直ちに必要と認める区域の居住者に対し、立退き又はその準備を指示する。

2 立退き計画の作成

水防管理者（市長）は、当該区域を管理する警察署長と協議のうえ、あらかじめ立退き計画を作成し、立退き先、経路等に必要な措置を講じておく。

立退き計画の主たる事項は、次のとおりである。

- (1) 立退きを要する人口、世帯数
- (2) 避難地点及び避難地点までの連絡
- (3) 立退きのための指導員編成

河川名	避難立退区域	避難人員	避難場所	避難立退経路
桂 川	上野原市上中下新田	130人	島田小学校、 上野原市文化 ホール	県道新田松留線 県道四日市場上野原線
方 屋 川	〃 方屋	70人	西原出張所	県道上野原丹波山線
六 藤 川	〃 六藤	45人	西原出張所	県道上野原丹波山線

3 警察署長への通知

水防管理者（市長）は、1の立退き又は準備を指示した場合は、警察署長にその旨を通知する。

第12 水防活動報告

1 水防本部長（市長）への報告

各水防分団長（消防分団長）は、水防活動終了後2日以内に水防実施状況報告書により水防本部長（市長）に報告しなければならない。

2 県建設部水防支部長への報告

（1）緊急報告事項

水防管理者（市長）が富士・東部建設事務所水防支部長に緊急に報告すべき事項は、次のとおりである。

ア 水防団を出動させたとき。	イ 他の水防管理者等に応援を要請したとき。
ウ 破堤、はん濫したとき。	エ 洪水増減の状況
オ 応援の状況	カ その他必要と認める事態を生じたとき。

（2）水防報告

水防管理者（市長）は、水防が終結したときは、遅滞なく「水防実施状況報告書」により富士・東部建設事務所水防支部長に報告する。

第13 公用負担

1 公用負担権限

水防法第28条により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者（市長）は、次の権限を行使することができる。

（1）必要な土地の一時使用	（2）土石、竹木その他の資材の使用
（3）土地、土石、竹木その他の資材の収用	（4）車両その他の運搬用機器の使用
（5）工作物その他の障害物の処分	

2 公用負担権限委任証明書

水防法第28条の規定により、公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者（市長）にあつてはその身分を示す証明書を、その他これらの者から委任を受けた者にあつては証明書を携行し、必要がある場合はこれを提示する。

3 公用負担命令

水防法第28条の規定により、公用負担を命ずる権限を行使する際は、原則として命令書を目的物の所有者、管理者又はこれに準すべき者に手渡してこれを行う。

第14 災害補償

1 公務災害補償

水防団長（消防団長）又は水防団員（消防団員）が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、水防管理者（市長）が損害を補償する。

2 水防法第24条の規定により水防に従事した者に対する災害補償

水防法第24条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、水防管理者（市長）はその者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償する。（水防法第45条）。

第15 河川管理者の協力

知事は、自らが管理する河川において、水防管理団体（市）が行う水防のための活動に対し、業務等に照らし、可能な範囲で次の協力を行う。

項目	内容
情報の提供	水防管理団体（市）に対して、河川に関する情報（管理する河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTV映像）の提供
必要事項の提示	水防管理団体（市）に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には、通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
関係者及び一般への周知	堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く）、河川管理者による関係者及び一般への周知
点検の実施	重要水防箇所の合同点検の実施
資機材の提供	水防管理団体（市）及び水防協力団体の備蓄資機材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材の提供
職員の派遣	水防管理団体（市）及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

第5節 消火・救助活動

地震編 第2章「第4節 消火・救助活動」に準ずる。

第6節 交通・緊急輸送

地震編 第2章「第5節 交通・緊急輸送」に準ずる。

第7節 災害警備

地震編 第2章「第6節 災害警備」に準ずる。

第8節 避難対策

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 避難の基本方針		
第2 自主避難	本部班、避難班	
第3 避難指示等の発令等	本部班	
第4 緊急避難場所等の開設	避難班（避難所担当対策部）	
第5 避難所の運営	避難班（その他関係する班）	
第6 在宅等の避難者への対応	避難班、被災者班	
第7 警戒区域の設定	本部班	
第8 広域一時滞在	本部班	
第9 帰宅困難者対策	物資班	
第10 防犯対策	被災者班	

第1 避難の基本方針

1 避難の基本方針

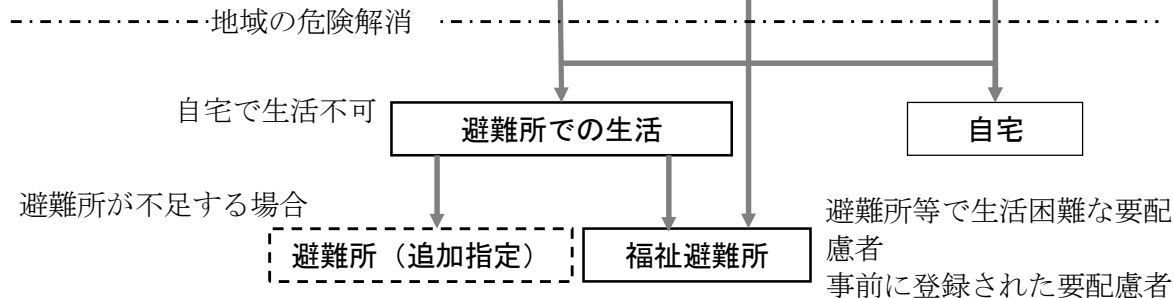
風水害時における避難の基本方針は、次のとおりである。

- （1）台風の接近等により危険が想定される場合は、時間的余裕をもって、自主避難の呼び掛け又は高齢者等避難を発令する。その場合は、先行して各地区の一部の緊急避難場所を開設する。（要配慮者は福祉避難室を利用する。）
※上記避難場所の他、安全な親戚・知人宅・ホテル・旅館への避難、堅牢な建物の上層階等での屋内安全確保を行う。
- （2）土砂災害等の危険がある場合は、危険区域の居住者等に対して避難指示を発令する。その場合は緊急避難場所を開設する。（要配慮者は福祉避難室を利用する。）
※上記避難場所の他、安全な親戚・知人宅・ホテル・旅館への避難、堅牢な建物の上層階等での屋内安全確保を行う。
- （3）土砂災害等の発生が切迫した場合は、緊急安全確保を発令する。その場合は、直ちに堅牢な建物の上層階で斜面とは反対側の部屋等への移動を促す。
- （4）地域の危険が解消した場合は、帰宅の措置をとり緊急避難場所を閉鎖する。
- （5）自宅が被災し居住できない場合は、避難所で生活する。
- （6）要配慮者は、福祉避難室、福祉避難所で生活する。

- 自主避難の呼び掛け
- 高齢者等避難の発令

- 避難指示の発令

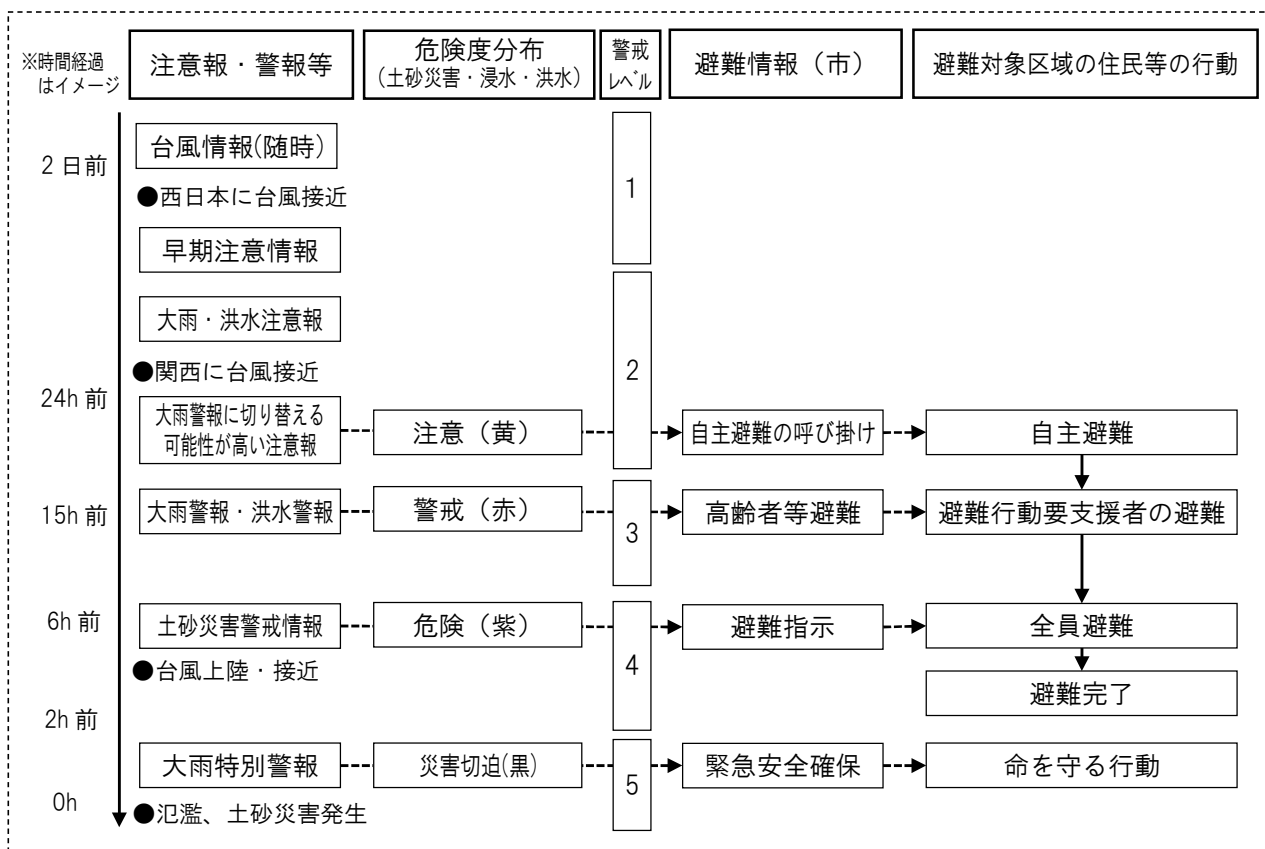
- 緊急安全確保の発令



〈避難の基本方針〉

2 タイムライン

台風接近時等においては、次のタイムラインで避難を行うことを目安とする。



〈避難のタイムライン〉

第2 自主避難

市は、台風の接近等により危険が想定される場合は、日没前に時間的な余裕をもって避難が可能なように緊急避難場所を開設し、事前の自主避難を呼び掛ける。

なお、その場合の食料、生活必需品等は、避難者が持参することとする。

第3 避難指示等の発令等

1 避難指示等の発令

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難指示等を発令する。

(1) 避難指示等の種類

避難指示等の種類は、次のとおりである。

種類	内容
高齢者等避難 【警戒レベル3】	避難指示に先立ち、住民の避難準備及び避難行動要支援者等の避難を促すために、高齢者等避難を発令する。
避難指示 【警戒レベル4】	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立ち退きを指示する。
緊急安全確保 【警戒レベル5】	避難場所等への避難が安全にできない場合に、自宅、近隣の頑丈な建物にて緊急的に安全を確保するよう促す。

(2) 避難指示等の発令権者

避難指示等の発令権者は、法令により次のとおり定められている。

発令権者	要件	根拠法令
市長	・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第60条第1項
知事	・災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法第60条第6項
警察官	・市長が避難のための立ち退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認められるとき。	災害対策基本法第61条
	・市長から要求があったとき。	警察官職務執行法第4条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	・人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいなるとき。	自衛隊法第94条
知事又は知事の命を受けた県職員	・洪水、雨水出水等により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第29条
水防管理者	・洪水、雨水出水等により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第29条

(3) 避難指示等の発令基準

避難指示等の発令基準は、警戒レベルに応じて設定し、概ね次のとおりである。

避難情報	基準（目安）
自主避難	(1) 強い降雨を伴う台風等が24時間以内に接近・通過することが予想される場合
高齢者等避難 【警戒レベル3】	(1) 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合 (2) 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 (3) 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合 (4) 強い降雨を伴う台風等が24時間以内に接近・通過することが予想される場合
避難指示 【警戒レベル4】	(1) 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合 (2) 土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合 (3) 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 (4) 河川の水位が上昇し、氾濫するおそれのある場合
緊急安全確保 【警戒レベル5】	(1) 土砂災害が発生した場合 (2) 河川の氾濫が発生した場合 (3) 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合 (4) 大雨特別警報（浸水害）が発表された場合 (5) 土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）となった場合

2 避難指示等の伝達

(1) 伝達方法

市は、次の方法で避難指示等を対象の住民等に伝達する。

- ア 防災行政無線
- イ 防災行政うえのはらメール
- ウ SNS（市公式LINE等）
- エ 広報車による呼びかけ
- オ 消防団による呼びかけ
- カ Lアラートによるテレビ、ラジオ
- キ 支援者による避難行動要支援者への個別の呼びかけ

(2) 避難指示等の内容

避難指示等の内容は、次のとおりである。

- | | |
|------------|------------|
| ア 避難対象地域 | イ 避難先 |
| ウ 避難指示等の理由 | エ その他必要な事項 |

3 避難誘導

避難誘導は、自主防災組織、自治会等を主体に住民で行うこととする。

第4 緊急避難場所等の開設

1 緊急避難場所の開設

市は、一時的に避難した住民等のため、緊急避難場所（グラウンド、建物）を開設する。勤務時間内は、施設管理者が対応する。

災害の発生するおそれがあるときに開設する緊急避難場所は、次のとおりである。

- (1) 西原出張所
- (2) 上野原市文化ホール
- (3) 秋山小学校体育館

※その後、本部長が避難所の開設が必要と判断した場合は、順次他の避難所を開設する。

2 避難所の開設

市は、住家が被災し居住が困難となった被災者に対し、生活の場として避難所を開設する。

開設する場合は、当初、避難所に職員等を配置し、施設管理者と連携して初期の運営を支援する。

第5 避難所の運営

地震編 第2章第7節「第4 避難所の運営」に準ずる。

第6 在宅等の避難者への対応

地震編 第2章第7節「第5 在宅等の避難者への対応」に準ずる。

第7 警戒区域の設定

地震編 第2章第7節「第6 警戒区域の設定」に準ずる。

第8 広域一時滞在

地震編 第2章第7節「第7 広域一時滞在」に準ずる。

第9 帰宅困難者対策

地震編 第2章第7節「第8 帰宅困難者対策」に準ずる。

第10 防犯対策

地震編 第2章第7節「第9 防犯対策」に準ずる。

第9節 医療対策

地震編 第2章「第8節 医療対策」に準ずる。

第10節 飲料水・物資等の確保

地震編 第2章「第9節 飲料水・物資等の確保」に準ずる。

第11節 要配慮者の支援

地震編 第2章「第10節 要配慮者の支援」に準ずる。

第12節 災害廃棄物対策

地震編 第2章「第11節 災害廃棄物対策」に準ずる。

第13節 遺体の処置・埋葬対策

地震編 第2章「第12節 遺体の処置・埋葬対策」に準ずる。

第14節 被災者生活支援

地震編 第2章「第13節 被災者生活支援」に準ずる。

第15節 応急教育

地震編 第2章「第14節 応急教育」に準ずる。

第16節 災害ボランティア支援

地震編 第2章「第15節 災害ボランティア支援」に準ずる。

第17節 生活関連事業等の応急対策

地震編 第2章「第16節 生活関連事業等の応急対策」に準ずる。

第18節 災害救助法の適用事務

地震編 第2章「第17節 災害救助法の適用事務」に準ずる。

第19節 事故災害対策

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 危険物事故災害対策	本部班、情報班、被災者班、生活班、医療保健班、避難班、消防本部	施設管理者等
第2 航空機事故災害対策	本部班、情報班、被災者班、生活班、医療保健班、避難班、消防本部	上野原警察署
第3 道路災害対策	本部班、情報班、避難班、消防本部	上野原警察署

第1 危険物事故災害対策

1 市の対応

(1) 情報収集

市は、危険物等事故が発生した場合、警戒配備体制を敷き情報収集を行う。

(2) 事故への対応

市は、上野原警察署等と連携して、消火及び救助活動を行う。

また、危険物の漏出、延焼火災等により影響が拡大する場合は、危険地区の住民等に避難指示を発令し、安全な緊急避難場所に誘導する。

その他の対応については、第2章各節に準ずる。

2 火薬類の応急対策

火薬類を扱う施設の管理者等は、次の措置を講じる。

- (1) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地帯に移す余裕のあるときは、これを速やかに移し、その周囲に適当な境界柵及び「立入禁止」等の警戒札を設け、見張人をつける。
- (2) 運搬道路が危険なとき又は搬送の余裕がないときには、火薬類を付近の水中に沈める等の安全上の措置を講ずる。
- (3) 前記の措置によらないときは、火薬庫又は貯蔵所の入口、窓等を目塗土等で安全に密閉し、防火の措置を講じ、必要に応じて付近の住民に避難するよう警告する。
- (4) 運搬中火薬類が爆発又はそのおそれのあるときには、災害防止の応急措置を講じるとともに警察官又は消防吏員に通報する。

3 高圧ガスの応急対策

高圧ガス施設の管理者等は、次の措置を講じる。

- (1) 製造施設等においては、災害の状況に応じ、作業を直ちに中止する等、ガスの特性に応じた措置を講ずるとともに、作業に必要な者以外は退避させる。
- (2) 充填容器が危険な状態となったときは、不燃性ガス以外のガスは、極力ガスの放出を避け、ガスの特性に応じた救急措置、安全な場所への移動、警察官等の協力を得て行う付近住民の避難等を実施する。
- (3) 輸送中において災害が発生したときは、車両等の運転手等は、消防本部、上野原警察署及び荷受人等へ通報する。

なお、緊急、やむを得ないときは付近の高圧ガス地域防災協議会防災事業所へも通報し、防災要員の応援を得て災害の拡大防止活動を行う。

- (4) 事業所、消費先等において応急措置に応援を要するときは、関係事務所の協力を得て行う。

4 危険物の応急対策

危険物施設の管理者等は、次の措置を講じる。

- (1) 危険物施設の管理者等は、施設内の火気の使用を停止するとともに、状況に応じ保安回路を除く施設内の電源を切断する。
- (2) 危険物施設の管理者等は、危険物の取扱いを中止し、移動搬出の準備、石油類の流出防止、防油堤の補強等の措置を講じる。
- (3) 危険物施設の管理者等は、必要に応じて相互応援協定に基づく応援を要請する。
- (4) 危険物運搬車両等の運転手等は、輸送中に危険物が漏れる等の災害が発生したときは、消防本部、上野原警察署等に速やかに通報する。

5 毒物劇物の応急対策

毒物劇物の管理者等は、富士・東部保健所、上野原警察署、消防本部等関係機関の協力を得て次の措置を講じる。

- (1) 毒物劇物による汚染区域の拡大防止のため、危険区域を設定して関係者以外の立ち入りを禁止する。
- (2) 状況に応じて交通遮断、緊急避難等、一般住民に対する広報活動を行う。
- (3) 中和剤、吸収剤等を使用して毒物劇物の危険除去を行う。
- (4) 飲料水が汚染したとき又はそのおそれがあるときは、下流の水道管理者、井戸水使用者等に通報する。

6 放射性物質の応急対策

放射性物質の管理者等は、上野原警察署、消防本部等関係機関の協力を得て、次の措置を講じる。

- (1) 放射線障害の危険のある地区内に所在している者に対して、避難するよう警告する。
- (2) 放射線障害を受けた者又はそのおそれがある者は、速やかに救出し医療機関へ収容する。
- (3) 放射性同位元素による汚染が生じたときは、直ちに汚染の拡大防止、放射性同位元素の除去等の措置を講ずる。
- (4) 放射性同位元素を他の場所へ移す余裕があるときは、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲に柵、標識等を設置し、見張人をおいて関係者以外の立ち入りを禁止する。
- (5) 事故発生時、危険区域内に所在していた者に対し、医師による診断等必要な措置を講じる。

第2 航空機事故災害対策

市域において、航空機の墜落・炎上等により、多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生した場合、関係機関と連携して乗客及び地域住民を迅速かつ適切に救出し、被害の軽減を図る。

1 情報収集・伝達体制

市は、事故発見者からの通報があった場合は、その旨を県及び関係機関に連絡する。

2 消防活動

市は、化学消防車両、化学消火薬剤等による消火活動を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

3 救出・救護活動

市は、乗客、付近住民の救出のため担架等の必要な資機材を投入し、迅速な活動にあたる。負傷者の救護は、災害現場に救護所を設置し、上野原市立病院、北都留医師会、日赤山梨県支部等が派遣する医療救護班の協力を得て、トリアージ及び応急処置を行った後、医療機関に搬送する。

4 遺体の収容

市は、遺体の安置所、検案場所を設置し、遺体の収容を行う。

5 交通規制

上野原警察署は、災害現場に通ずる道路等で交通規制を行う。

また、その旨を交通関係者及び地域住民に広報する。

市は、広報活動に協力する。

6 防疫・清掃

市は、情報等により当該航空機が国際線であることが判明した場合、県を通じて成田空港検疫所等と密接に連携して、応急対策を行う。

市は、防疫活動に協力するほか、災害現場の清掃等を行う。

7 広報活動

市は、事故発生状況、地域への影響等について、必要に応じて各種の災害時広報手段を活用して住民に周知する。

8 その他支援

市は、県、事故の原因者及びその他関係機関から要請があった場合は、被災者家族の待機所、宿泊施設の提供等、必要に応じて支援する。

第3 道路災害対策

橋梁の落下、トンネル・擁壁等の崩落、危険物等を積載する車両等の事故に対し、被害の拡大を防止するため、事故発生時の応急対策について定める。

1 情報収集・伝達体制

危険物積載車両の事故が発生した場合、輸送事業者は、防除活動が適切に行われるよう、市に流出危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を伝達する。

市は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況を把握し、関係機関に連絡する。

また、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

2 消防活動

市は、速やかに事故の状況を把握するとともに、道路管理者と協力して、迅速な消火活動、危険物の拡散防止、防除等を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動等の応援要請を行う。

3 救助・救急

市は、事故現場における救助活動を実施するほか、負傷者等を医療機関に搬送する。

また、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて国、県及び他市町村に応援を要請する。民間からは、救助用資機材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。

4 交通規制

上野原警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、道路管理者と協力して、障害物の除去、迂回路の確保を図る等、的確な交通規制を行う。

5 避難対策

市は、避難場所を開設する。

また、自主防災組織（区）等は、避難誘導に際し、避難場所、避難路、災害危険箇所等の所在、災害の概要等、避難に関する情報の提供に努める。

また、上野原警察署は、避難誘導について協力する。

6 広報活動

市は、事故発生状況、地域への影響等について、必要に応じて各種災害時広報手段を活用し、住民に周知する。

7 その他支援

市は、県、事故の原因者、その他関係機関の要請により、被災者家族の待機所、宿泊施設の提供等、必要に応じて支援する。

第20節 雪害対策

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 道路除雪体制	復旧班	
第2 市の配備体制	本部班	
第3 情報の収集・伝達	本部班、情報班	
第4 避難	本部班、避難班	
第5 要配慮者への支援	本部班、要配慮者支援班	
第6 雪害発生時の応急対応	本部班、庁舎・車両班、復旧班、施設を管理する班	ライフライン機関

雪害が発生した場合又は発生のおそれがある場合、市は体制を確立し、県及び防災関係機関と連携して被害拡大防止と被災者の救助救護に努める。

なお、本節に記載がない事項については、地震編及び風水害等編各節に準ずる。

第1 道路除雪体制

市は、道路交通の確保のため、上野原市建設業協力会等と協力して「山梨県道路除排雪計画」における除雪優先路線等と調整を図りながら、各道路管理者との相互連携により除雪作業を実施する。

第2 市の配備体制

市の配備体制は、上野原市災害対策活動要領第9条「本部の配備基準」別表による。

なお、降積雪時における活動概要は、次のとおりである。

1 第1 配備

危機管理室長は、降雪時の状況及び見込みにより、雪害のおそれがあると認めた場合には、早期に第1 配備を指令し、災害関係対策部に配備を要請する。

2 第2 配備の指令等

危機管理室長は、次に定める状態となった場合、関係部局相互の連携の下に、警戒活動及び災害応急対策を実施すると共に、第2 配備を指令する。

- (1) 災害の発生するおそれが高まり、災害対策本部設置の準備が必要であると認めたとき。
- (2) 全庁的な除雪を円滑に進めるための体制を整える必要があると認めたとき。
- (3) 融雪に伴う災害の発生のおそれがあると認めたとき。

3 第3 配備（災害対策本部の設置）

相当規模の雪害が発生又は発生するおそれがあるとき、若しくは大雪特別警報が発表されたときは、災害対策本部を設置する。

4 現地災害対策本部

雪害の発生状況等により、必要に応じて現地災害対策本部を支所・出張所等に設置する。

第3 情報の収集・伝達

1 関係機関等との連携

市は、甲府地方気象台、県等からの情報収集に努め、関係機関、自主防災組織等との連携及び情報共有を図る。

2 情報伝達等

市は、住民等に情報伝達、広報、注意喚起等を行う。主な内容は、次のとおりである。

- (1) 気象台、県等から得た気象状況等を随時調査・分析し、積雪状況、被害発生の可能性等についての注意喚起
- (2) 雪庇及び雪の崩落、雪下ろし作業による二次的災害防止等、積雪時における必要事項
- (3) 生活道路の自主的な除雪の実施、雪を道路、水路に捨てないこと
- (4) 積雪による煙突、排気管損傷等に伴う中毒事故、出火危険性に対する注意

3 被害状況の報告等

市は、雪害による被害の有無等を確認した場合は、県に状況を報告する。

第4 避難

市は、雪害が予想される場合は、緊急避難場所を開設し、早めの自主避難を呼び掛ける。
また、交通途絶による帰宅困難者に対して、一時滞在施設を提供する等の支援を行う。

第5 要配慮者への支援

市は、要配慮者の安全確保のため、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団等に対し、迅速な安全確認、除排雪の協力、避難誘導、救助活動等の協力要請を行う。
また、災害ボランティアセンターと連携し、ボランティアによる支援対策の推進を図る。

第6 雪害発生時の応急対応

1 救助・医療対応

市は、住民等が被災した場合は、県、上野原警察署、関係機関等と協力し、救助・医療活動を行う。
また、道路不通により集落の孤立が長期間に及ぶと認めたときは、ヘリコプターによる医師、保健師等の派遣、救急患者の救助、孤立集落の住民の避難救助等を要請する。
なお、被害が甚大な場合は、状況に応じて県に自衛隊の災害派遣要請の要求を行う。

2 雪崩対応

(1) 通行規制

市は、雪崩の発生又は発生の予兆等が確認された場合には、道路管理者及び上野原警察署と連携し、通行止め等を行う。
また、住民等に防災行政無線等により注意喚起等を行う。

(2) 施設等の二次災害防止

市は、雪崩が河川や施設等に影響を与えている場合は、当該施設の管理者に通報し、二次災害等の拡大防止を要請する。

3 公共施設等の安全対策

施設管理者は、施設の除雪を行う。

また、雪庇の発生状況を点検し、立入禁止、雪庇除去等の対策を講じる。

4 物資等の供給

市は、孤立した集落に対し、ヘリコプター等で生活必需品等の物資を供給する。

5 ライフラインの復旧

ライフライン機関は、大雪によりライフライン（電気・水道・電話等）の供給が停止した場合は、関係機関と連絡を取り、速やかに復旧対策等を行う。

第21節 原子力災害応急対策

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 情報の収集及び連絡体制の確立		県
第2 市の体制	本部班	
第3 モニタリング活動	本部班、生活班	
第4 避難者の受入れ	本部班、避難班	
第5 屋内退避、避難誘導等の防護活動	本部班	
第6 飲料水・飲食物の摂取制限	生活班、物資班	
第7 住民等への情報伝達活動	本部班、情報班、被災者班	

本節は、中部電力（株）浜岡原子力発電所において、原子力災害対策指針に基づく警戒事態、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態が発生した場合（本県の地域が緊急事態応急対策実施区域に指定された場合も含む。）の対応を示したものである。

なお、これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められる場合は、本節に示した対策に準じて対応する。

第1 情報の収集及び連絡体制の確立

県は、国及び静岡県から次の情報を収集し、必要に応じて県内市町村に連絡する。

時期	事態	情報
警戒事態発生後	静岡県内で震度6弱以上の地震が発生する等、原子力災害対策指針に規定する警戒事態が発生した場合	原子力事業所の状況 等
施設敷地緊急事態発生後	全交流電源の喪失等の原子力災害対策指針に規定する施設敷地緊急事態が発生した場合	原子力発電所の状況 緊急時モニタリング情報 防護措置の実施状況 等
全面緊急事態発生後	全ての非常用炉心冷却装置による原子炉への注水が不能等の原子力災害対策指針に規定する全面緊急事態が発生した場合	原子力発電所周辺の状況 緊急時モニタリング情報 避難・屋内退避等の状況 緊急事態応急対策活動の状況

第2 市の体制

市は、県から原子力災害に関する情報の連絡を受けた場合、警戒配備体制を敷き情報収集を行う。

第3 モニタリング活動

県は、国、静岡県、原子力事業者等が実施する緊急時モニタリングの結果を収集するほか、国が

第2章 災害応急対策計画

第21節 原子力災害応急対策

らの指示により緊急時モニタリング等を実施する。

市は、これらの情報を入手し、住民に伝達する。

また、必要に応じて独自にモニタリングを行い住民に公表する。

第4 避難者の受入れ

原子力災害により、県外から避難者の受入要請があった場合は、市は、一時避難場所を確保するとともに、市営住宅等を活用し避難者の受入に努める。

なお、浜岡原子力発電所で災害が発生した場合、山梨県内に静岡県牧之原市の避難者約 45,000 人の受入れが計画されており、上野原市はその避難先の自治体となっている。

第5 屋内退避、避難誘導等の防護活動

1 内閣総理大臣からの指示

内閣総理大臣は、原子力緊急事態が発生した場合には、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 15 条の規定に基づき応急対策を実施すべき区域の市町村長及び都道府県知事に対し、次の指標を踏まえて、住民等に屋内退避、避難指示等を行うべきことの指示を行う。

基準の概要	初期設定値（※1）	防護措置の概要
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難、屋内退避等させる際の基準	500 μ Sv/h（地上 1m で計測した場合の空間放射線量率※2）	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む。）
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※3の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h（地上 1m で計測した場合の空間放射線量率※2）	1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1 週間内に一時移転※4を実施

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。

※2 本値は地上 1m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用にあたっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※3 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

※4 「一時移転」とは、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する防護措置をいう。

2 避難指示等の発令

市は、内閣総理大臣から屋内退避、若しくは避難に関する指示があったとき、住民等に対する屋内退避又は避難指示等の措置をとる。

第6 飲料水・飲食物の摂取制限

市は、県から汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置

について指示があった場合、その措置をとる。

また、県からの指示により、農畜産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に対し、汚染農畜産物の採取の禁止、出荷制限等について、必要な措置をとる。

第7 住民等への情報伝達活動

市は、ホームページ、メール等多様な情報伝達手段により情報を伝達する。

また、県と連携し必要に応じ、相談窓口の設置をする等、住民等からの問い合わせに対応する。

第3章 災害復旧対策

第1節 災害復旧事業計画の作成

地震編 第4章「第1節 災害復旧事業計画の作成」に準ずる。

第2節 激甚災害の指定に関する計画

地震編 第4章「第2節 激甚災害の指定に関する計画」に準ずる。

第3節 災害復興対策

地震編 第4章「第3節 災害復興対策」に準ずる。